

ニフティ株式会社
代表取締役社長
今村 隆 殿

ニフティ労働組合
執行委員長
池田 大



要 求 書

ニフティ労働組合は、ニフティ株式会社に対し、組合員の生活と労働条件の維持・向上のために次の通り要求します。

【確認事項】

賃 金

電機連合モデル「スキル・能力基準」の「レベル4」にあたる「G6-II および I」(30歳相当)において、312,600円を維持する。

【要求事項】

1. 賃 金

(1) 年齢別最低賃金

18歳見合いの基準として154,000円に改善を図る。

実施時期

2011年3月21日よりとする。

2. 一時金

(1) 平均要求

	年 間	一 期
金 額	1,659,000円	829,500円
月 数	5.50ヶ月	2.75ヶ月

(2) 交渉ベース

2011年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは301,482円とする。

(3) 一時金における最低保障率

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(4) 支給日

夏季一時金 2011年 6月17日 (金)

年末一時金 2011年12月 9日 (金)

3. その他要求事項

2008年からニフティ株式会社が検討している新評価報酬制度に関して
会社側方針(※)を2011年4月28日までに提示することを要求する。

※実施可否および制度のねらい/骨子を含むものをいう

以 上